

証券コード 5002
平成21年3月6日

株 主 各 位

東京都港区台場2丁目3番2号
昭和シェル石油株式会社
代表取締役会長 新 美 春 之

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送くださるか、当社指定の
議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）より議決権をご行使く
ださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場1丁目9番1号
ホテル日航東京 1階 ペガサス
（末尾記載の略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第97期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

4. 議決権行使の方法についてのご案内

(1) 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社の議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。

(2) 議決権行使書郵送により議決権行使をされる場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(3) インターネットにより議決権行使をされる場合

56頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）より、平成21年3月26日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご登録ください。

5. 議決権行使のお取り扱い

(1) 議決権行使書面による議決権行使およびインターネットによる議決権行使ともに、平成21年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到達したものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

(2) 議決権行使書面において、各議案の賛否に記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(3) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.showa-shell.co.jp/>）に修正内容を掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告 (自 平成20年 1月 1日) (至 平成20年12月31日)

当社グループの第97期すなわち平成20年 1月 1日から平成20年12月31日に至る期間についての事業の概要を次のとおりご報告申し上げます。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

経営環境の概況

当事業年度におけるわが国の経済は、米国における「サブプライムローン」問題に端を発した金融危機が世界的規模で急速に広がったことにより景気が後退し、企業収益が大幅に減少するとともに、雇用情勢が悪化するなど、年末にかけて先行きの不透明感が一段と強まりました。

年初、ドバイ原油で1バレル89ドル台で始まった原油価格は、ほぼ右肩上がりでの上昇を続け、7月には史上最高値である140ドル台に達しました。その後、金融危機が信用収縮や株安となって伝播したことによる実体経済の悪化と、これに伴う石油需要の減退により原油価格は急落し、当事業年度末におけるドバイ原油の価格は1バレル36ドル台まで下落いたしました。

外国為替相場は年初1ドル109円台前半で始まり、当初は円高傾向で進むなか3月半ばには一時1ドル97円台となりました。その後は徐々に円安に向かい、8月半ばには1ドル110円台となりましたが、9月の米国大手投資銀行の経営破綻をきっかけに急速に円高が進み、1ドル91円台前半での越年となりました。

国内の石油需要は、当事業年度においても減少傾向が続き、特にガソリンについては価格高騰による買い控えに加え、消費者のライフスタイルの変化、省燃費車の普及などを背景に価格下落後も消費の低迷が続くなど需要の減退が顕著となりました。

事業の経過および成果

当社グループの事業別の状況は、以下のとおりであります。

【石油事業】

原油調達に関しましては、サウジ・アラムコ社からの原油供給を中心に、その他の中東産油国およびシェルグループとも連携し、当社グループ製油所にとって最適となるよう機動的な原油調達を行ってまいりました。

製造・供給面におきましては、当社グループ製油所の設備の信頼性を高め、安定的かつ効率的な操業を図るとともに、高付加価値製品の生産比率の向上にも努めました。

国内の流通面におきましては、他の石油会社との油槽所の共同利用および製品融通による流通網の効率化を進めるとともに、石油製品の海上輸送のための大型船を2隻導入し、富士石油株式会社袖ヶ浦製油所においてはタンクローリーによる夜間出荷を開始するなど、輸送効率のさらなる向上を図りました。また、新潟石油製品輸入基地の灯油貯蔵能力の増強工事を完了し、冬季における灯油の安定供給体制も強化いたしました。

国内における石油製品販売事業に関しましては、消費者のニーズに対応し、給油所ネットワークの効率化も図るため、セルフサービス型給油所の比率を高め、ショッピングセンター併設給油所「ファンタジスタ」やコンビニエンスストアとの融合型給油所の開発も継続するなど、様々な商圈において需要を獲得するための施策を実施いたしました。また、消費者や需要家との接点となる当社特約店の営業担当者の能力開発に積極的に取り組み、特に当社系列給油所のマネジャー向けの人材育成プログラムである昭和シェルロイヤルマネジャー（SRM）制度が導入30周年を迎えたことから、「全国SRM会制度発足30周年記念大会」を6月に開催し、給油所運営の成功事例の共有化を図りました。

石油製品の輸出につきましては、シェルグループの海外ネットワークを活用して需要の旺盛な海外市場に向けて軽油を中心に輸出を行い、ガソリン、ジェット燃料等の輸出も拡大いたしました。また、輸出による収益機会の増大を図るべく、設備の増強を行い、大幅な輸出能力の増加を果たしました。

LPガス販売事業につきましては、住友商事株式会社との間で事業統合を行い、輸入元売機能を当社に集約するとともに、両社の販売子会社を束ねる合併持株会社として株式会社エネサンスホールディングスを設立いたしました。

化成品事業におきましては、当社の混合キシレンの安定的な販売先を確保するために、帝人ファイバー株式会社および三菱商事株式会社との合併でTSアロマティックス株式会社を設立し、パラキシレン委託製造・販売事業へ進出いたしました。

【不動産事業】

オフィスビル賃貸に関しましては、景気悪化によるオフィス需要の減退を反映して、当社所有ビルにおきましても一部で空室が発生いたしました。管理費用の削減等により収益は前年度並みとなりました。

【その他事業】

次世代型CIS太陽電池事業につきましては、前年度より商業生産を開始した昭和シェルソーラー株式会社宮崎プラントにおいて順調な生産を続けるなか、伸び続ける需要に対応するため、平成21年度の稼働を目指して宮崎第二プラントの建設に着手いたしました。さらには、技術開発の強化を目的として厚木リサーチセンターを設立することを決定するとともに、量産技術に関する共同研究開発も開始いたしました。また、当社グループのCIS太陽電池「Solacis（ソラシス）」は、経済産業省資源エネルギー庁（財団法人新エネルギー財団）が主催する「新エネ大賞」の最高賞である経済産業大臣賞を受賞いたしました。これは、製造時の環境負荷の軽減と製造技術としての先進性に加えて、性能向上のポテンシャル、量産による低コスト化への期待、優れた意匠性を特徴とする将来性が評価されたことによるものです。

電力事業につきましては、平成22年度の営業運転開始に向けて、東京瓦斯株式会社との合併会社による大型天然ガス火力発電所の建設工事を進めたほか、電力小売事業や有限責任中間法人日本卸電力取引所（JEPX）を通じた電力の卸取引も開始いたしました。

都市ガス事業につきましても、若松ガス株式会社において新規顧客を獲得するなど、業績は順調に推移いたしました。

次世代エネルギー開発の試みについて

次世代エネルギー開発の試みといたしましては、天然ガスから液体燃料を合成するGTL (Gas To Liquids) 技術により作られた「Shellエコ灯油」の試験販売を引き続き実施いたしました。また、経済産業省の補助事業であるバイオガソリンの流通実証事業におきましては、その販売拠点を16給油所に拡大したほか、平成22年度からのバイオガソリンの本格導入に向けて、石油連盟加盟会社で設立した有限責任事業組合を通じて、原料の調達や配送等の準備を進めました。

燃料電池の普及に向けた取り組みといたしましては、経済産業省の補助事業として、水素ステーションにおける燃料電池自動車への実証供給試験を継続するとともに、燃料電池の一般家庭への普及に向け、LPガスを燃料とする家庭用燃料電池の実証試験にも引き続き取り組んでまいりました。

また、全国初の試みとして、平成21年度より市販される予定の電気自動車 (EV) 用の急速充電設備を、神奈川県内の給油所に設置することを決定いたしました。

購買活動について

原材料価格が乱高下するなか、安定供給と品質確保を大前提として、当社グループ精製会社等との共同購買、電子入札の積極的な活用、購入仕様やサプライチェーンの見直しなどを行うことにより最適な購買を目指し、引き続きコスト削減を図りました。

健康、安全、危機管理および環境保全 (HSSE) に関する取り組み

当社グループ全ての事業所における労働災害や火災事故等の発生をゼロにすることを目標として、安全意識の定着度と重点項目実施状況を確認すべく、役員の現場訪問を実施して安全確保の体制強化を図りました。また、これまでの取り組みをさらに進める形で安全確保と品質保全の運動を一体化し、「Safety & Quality First 2008」として全社運動を実施いたしました。

危機管理の面におきましては、毎年継続して行っている危機管理総合訓練をさらに発展させ、早朝に地震が発生したことを想定した訓練に加えて、首都圏外の支店において代替災害対策本部を設置後、本社災害対策本部に機能を移転する訓練を実施するなど、緊急時における危機管理体制と事業継続体制の強化を図りました。また、新型インフルエンザの流行に備え、保護具類の備蓄および緊急時体制の構築を実施いたしました。

地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化対策の将来技術として期待されている二酸化炭素の分離・回収・貯留（CCS）の事業化調査を目的に設立された日本CCS調査株式会社に出資を行うとともに、当社グループ精製会社3社を含む企業グループとして、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」（国内排出量取引制度）への参加を申請いたしました。

環境保全に係る社会貢献

国立大学法人東京大学を中心として組織された「サステナビリティ学連携研究機構（IR3S）」とともに結成した「エネルギー持続性フォーラム」の取り組みとして、3月と9月に公開シンポジウム「エネルギー持続性への挑戦」を開催し、21世紀のエネルギー需給体制について様々な可能性を検討いたしました。また、環境問題に対する認識を広め、問題解決のために企業と個人が考え行動するきっかけとなることを目的とした環境フォト・コンテスト「わたしのまちの と×」は、当事業年度で第4回目を迎え、学校単位での参加など若い世代を中心に積極的な応募を得ることができました。

内部統制について

内部統制に関する取り組みといたしましては、企業倫理に対する理解を深め、実践に結びつけるため、具体的な行動を解説した「行動指針（コンプライアンスブック）」を発刊したほか、その内容を基に、ウェブラーニングを利用した教育活動を役員・従業員を対象に実施いたしました。

また、内部統制体制の改善と強化に向けての活動を継続的に行うなかで、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」の改定を行い、財務報告に係る内部統制の評価、報告の役割と責任を明確にするとともに、反社会的勢力との関係遮断の決意と取り組みを加えることといたしました。

当事業年度の業績

さて、ここで当事業年度の業績について申し上げますと、石油製品販売数量は、ジェット燃料や軽油等の輸出量の増加があったものの、価格の高騰による買い控えや景気後退の影響を受け対前年度比で減少しました。一方、売上高は、原油価格の高騰を受けた石油製品等の販売価格の上昇により、前年度に比して6.2%増加し、3兆2,728億円となりました。

損益面につきましては、営業利益は前年度の888億円に比して1,010億円減少して122億円の営業損失となり、経常利益も前年度に比し1,027億円減少して100億円の経常損失となりました。これは、原油価格が右肩上がりに急騰し史上最高値を付けた後、夏場から年度末にかけて大幅に急落した結果、総平均法を採用しているたな卸資産評価の影響により、売上原価を押し上げる効果が発生したこと等によるものです。なお、たな卸資産評価の影響を除いた場合の経常利益相当額は456億円と前年度の442億円に比較して14億円の増益となりました。これは、中間留分のマージンが前年度に比して改善したことや、製油所における装置の計画外停止が減少したことなどによるものです。

特別損益につきましては、遊休資産等の処分による売却益、国内株式市場の下落に伴う上場有価証券の評価損、給油所等の資産処分損および減損損失等を計上したことにより、133億円の純損失となり、税金等調整前当期純損失は234億円となりました。この結果、法人税、住民税及び事業税と少数株主利益を差し引き、法人税等調整額を加えた連結当期純損失は162億円となり、前年度に比して599億円の減益となりました。

なお、当事業年度の営業活動によるキャッシュフローは266億円の純収入であり、前年度に引き続き太陽電池事業および給油所のセルフサービス化等の戦略的投資や精製設備の定期修繕などの投資を行ったことにより、営業活動および投資活動によるキャッシュフローの合計であるフリー・キャッシュフローは、163億円の純支出となりました。また、借入金等の残高は、前年度末に比べ963億円増加し、2,794億円となりました。これは、世界的な金融危機の影響により間接・直接金融ともに機能不全が懸念されたため、当事業年度末において手元流動性の確保を目的として借入を行ったことによるものです。

(2) 対処すべき課題

今後の事業環境における持続的成長のために

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界同時不況により景気の先行きは不透明感を強めており、当社グループの経営にあたっては、厳しい環境が継続するという見方だけでなく、景気の一層の下振れもあり得ることを前提にして対処すべきであると考えております。また、このような状況下においては、当社の強みである財務の健全性を強固に保つとともに、変化する顧客ニーズに対応するスピードを失わないことが厳しい環境を勝ち抜くために必要であると認識しております。

「選択と集中」そして「新たな創業」

当社グループは、過去の困難な時代にも他社に先駆けて事業環境の変化に対応すべく選択と集中の戦略を実行し、強固な財務基盤と競争力のある効率的な経営を実現してまいりました。当社グループは、目下の厳しい環境下にあっても、本業である石油下流部門においてこれまで培ってきた競争力のある効率性をさらに高め、顧客のニーズに応える新しい商品・サービスの提供や新業態給油所等への選択的投資など顧客基盤と販売ネットワークの拡充を継続して、持続的な成長へと結びつけてまいる所存でございます。また、「新たな創業」として、CIS太陽電池事業、電力事業、都市ガス事業など今後の成長が望める事業へも経営資源を投入して第二のコア・ビジネスとなる事業を育ててまいる所存であり、今まさに、どのように成長分野を選択し、どのように経営資源を集中するかが問われていると認識しております。当社グループは、経営環境の激変を受けてこれまでの経営計画に必要な見直しも行っておりますが、景気のさらなる下振れには幾重にも対応策を準備してこれに備えるとともに、将来の持続的成長のための戦略には積極果敢な投資を行ってまいる覚悟でございます。

人材の活性化へ向けた組織風土の醸成

当社グループの戦略を遂行するための経営資源の中にあって、最も重要であり、成功の鍵を握るものは人材であります。それぞれ異なる個性を持った人材が適材適所に配置され、それぞれの持ち場において率先垂範のリーダーシップを発揮して当社グループの成長戦略に向かって邁進できるよう経営陣としても十二分に心して知恵を絞ってまいりたいと考えております。また、人の力は組織としてまとまってこそ厳しい環境に打ち勝てるものであり、活性化された個人が集団としてチームワークの力を最大限発揮できるよう、人をまとめる組織風土の醸成に向けてさらなる努力をしてまいりたいと考えております。

「法令遵守」と「健康、安全、危機管理、環境保全（HSSE）」への取り組み

当社グループは、極めて困難な状況下においても、コンプライアンスと「健康、安全、危機管理および環境保全」に関する取り組みが最重要と考えております。コンプライアンスとは、法令遵守はもとより、企業の社会的責任を認識して当社が自主的に定める「行動原則」を遵守することであり、これとともに当社が定める「健康、安全、危機管理および環境保全に関する基本方針」をグループ企業各社と共有してその周知徹底を図ってまいる決意であります。

株主の皆様へ

当社グループといたしましては、以上申し上げました取り組みを通じて株主の皆様のご期待にお応えしてまいり所存でございます。なにとぞ、株主の皆様におかれましても、倍旧のご支援とご鞭撻ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 販売の状況

当社グループの販売の状況

当事業年度における当社グループの販売実績は以下のとおりです。

区 分	第97期 (当期) 百万円	第96期 (前期) 百万円	対前期 増減 %
石 油 事 業	3,236,069	3,047,065	+ 6.2
不 動 産 事 業	4,288	4,270	+ 0.4
そ の 他 事 業	32,444	31,306	+ 3.6
合 計	3,272,801	3,082,641	+ 6.2

注1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 各事業の販売実績の金額は、外部顧客への売上高を記載しております。

3. 石油製品等の国際トレーディング事業のオペレーションを平成19年8月にシェルグループと一体化したことによる売上高の減少は2,696億円です。

当社の製造、仕入および販売の状況

当事業年度における当社の石油製品等の製造、仕入および販売の状況は以下のとおりです。

区 分		第97期 (当期) 千kl	第96期 (前期) 千kl	対前期 増減 %
製造および仕入数量	製 造 数 量	19,789	20,219	- 2.1
	仕 入 数 量	12,803	18,304	- 30.1
	合 計	32,592	38,523	- 15.4
販 売 数 量	揮 発 油	10,534	11,021	- 4.4
	灯 軽 油	12,314	12,764	- 3.5
	重 油	4,536	5,116	- 11.3
	そ の 他	5,200	9,538	- 45.5
	合 計	32,584	38,439	- 15.2

注1. 製造数量は、当社グループ製油所等に委託して製造した数量です。

2. 販売数量のうち、その他には、LPガス、ナフサ、潤滑油、アスファルト等が含まれております。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は約376億円であり、その内容は次のとおりです。

区 分		主 要 な 設 備 投 資 の 内 容
石 油 事 業	生 産 設 備	製油所の維持補修、環境保全、安全対策 省エネルギー対策、付加価値向上対策 製品輸出設備増強
	販 売 設 備	既存給油所の補修、塗装、環境保全、安全対策 セルフサービス型給油所建設等
	物 流 設 備	灯油安定供給強化、安全対策、油槽所維持補修
そ の 他 事 業	生 産 設 備	太陽電池生産工場建設
	研 究 設 備	リサーチセンター建設

(5) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金、借入金およびコマーシャル・ペーパーにより行っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行残高は以下のとおりです。

区 分	第97期 (当期) 百万円	第96期 (前期) 百万円
短期借入金	128,497	77,870
1年以内に返済する長期借入金	12,887	4,732
長期借入金	35,891	46,532
コマーシャル・ペーパー	72,000	24,000
社 債	30,200	30,000
合 計	279,476	183,135

(6) 財産および損益の状況の推移

当社グループの当事業年度および過去3年間の財産および損益の状況は下記のとおりです。

区 分	平成17年度 第94期	平成18年度 第95期	平成19年度 第96期	平成20年度 (当期) 第97期
売 上 高(百万円)	2,268,488	2,921,287	3,082,641	3,272,801
経 常 利 益 または 経 常 損 失 () (百万円)	100,497	77,675	92,709	10,065
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 () (百万円)	58,370	46,249	43,729	16,221
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 () (円)	155.31	122.95	116.12	43.07
総 資 産 (百万円)	1,145,191	1,195,015	1,339,114	1,209,956

注：1株当たり当期純利益または当期純損失は、発行済株式総数より自己株式の数を除いた期中平均株式数に基づき算出しております。また、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 改正平成18年1月31日)を適用して算出しております。

(7) 主要な事業内容 (平成20年12月31日現在)

部 門	主 要 な 事 業 内 容
石 油 事 業	石油製品等の製造、加工、輸送、貯蔵、販売、および輸出入
不 動 産 事 業	不動産施設の賃貸
そ の 他 事 業	建設工事、太陽電池事業、自動車用品の販売、都市ガス事業、電力事業ほか

(8) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況（平成20年12月31日現在）

重要な子会社・関連会社の状況

区分	会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
子	昭和シェルソーラー株式会社	2,620百万円	100.00%	太陽電池モジュールの製造・販売
	若松ガス株式会社	460	100.00	都市ガス事業および石油製品の販売
	昭和シェル船舶株式会社	450	100.00	外航船舶運送、船舶貸渡業
会	株式会社ライジングサン	200	100.00	自動車用品販売、リース業、保険代理店業
	昭石エンジニアリング株式会社	100	100.00	産業施設の設計、建設工事および検査の請負
社	日本グリース株式会社	100	99.21	グリース・潤滑油の製造・販売
	昭和四日市石油株式会社	4,000	75.00	石油製品の製造
	株式会社エネサンスホールディングス	115	51.00	LPガス販売会社等の管理
	東亜石油株式会社	8,415	50.11	石油製品の製造
関連会社	西部石油株式会社	8,000百万円	38.00%	石油製品の製造
	丸紅エネルギー株式会社	2,350	33.40	石油製品の販売

その他の重要な企業結合の状況

当社とシェルグループは、資本、原油供給ならびに技術援助等について提携しており、商標の使用や研究開発、経営ノウハウの共有、人材交流等を通じた緊密な関係を築いております。

当社とサウジ・アラムコ社は、原油供給について基本合意をしており、同社の子会社であるアラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ヴィ社が当社に出資をしております。

(9) 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

当社は、東扇島オイルターミナル株式会社の全持分を東亜石油株式会社に譲渡しました。

昭石ガス株式会社は、住友商事株式会社とのLPガス事業の統合に伴い、株式会社エネサンスホールディングスの完全子会社となりました。

(10) 主要な営業所および工場（平成20年12月31日現在）

当 社 本 社	東京都港区台場2丁目3番2号（台場フロンティアビル）
当 社 支 店	北海道支店（札幌市） 東北支店（仙台市） 首都圏支店（東京都千代田区） 関東支店（東京都千代田区） 中部支店（名古屋市） 近畿支店（大阪市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市） 九州支店（福岡市）
当 社 研 究 所	中央研究所（神奈川県愛甲郡愛川町）
製 油 所	昭和四日市石油株式会社四日市製油所（三重県四日市市） 東亜石油株式会社京浜製油所（川崎市） 西部石油株式会社山口製油所（山口県山陽小野田市）
当社輸入基地	新潟石油製品輸入基地（新潟市）
当 社 潤 滑 油 工 場	横浜事業所（横浜市） 神戸事業所（神戸市）
グリース工場	日本グリース株式会社横浜工場（横浜市） 同 神戸工場（神戸市） 同 下関工場（山口県下関市）
太陽電池工場	昭和シェルソーラー株式会社宮崎プラント（宮崎市）

注：当社の川崎製油所の精製設備は東亜石油株式会社に賃貸されており、同社の設備と併せて京浜製油所として一体運営されております。

(11) 従業員の状況（平成20年12月31日現在）

当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
5,229名	+ 1,442名

注：連結子会社数が増加したことにより、前期末に比べて大幅に従業員数が増加しました。

当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
男子	767名	- 33名	46.0歳	22.2年
女子	212	- 2	41.9	20.1
合計	979	- 35	45.1	21.7

注1. 従業員の状況は、臨時雇および派遣出向者を除いて算出しております。

2. 従業員の状況は、受入出向者64名を含めて算出しております。

(12) 主要な借入先 (平成20年12月31日現在)

当事業年度末日における当社グループの主要な借入先および借入額は以下のとおりです。

借入先	借入額
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	68,516百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	30,270
株式会社三菱東京UFJ銀行	17,945
住友信託銀行株式会社	14,603
株式会社三井住友銀行	14,102
株式会社新生銀行	7,482
株式会社日本政策投資銀行	4,717
シンジケートローン	3,000
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	3,000
株式会社山陰合同銀行	2,714

注. シンジケートローンは、東亜石油株式会社に対する協調融資であり、株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事として組成された13社によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（平成20年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 440,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 376,850,400株
 （うち、自己株式の数 151,791株）
 (3) 一単元の株式の数 100株
 (4) 株主および株式の所有者別分布

区 分	株 主 数		所 有 株 式 数	
	19.12.31現在	20.12.31現在	19.12.31現在	20.12.31現在
個 人 株 主	44,928名 97.39%	49,370名 97.66%	42,642.5千株 11.32%	48,162.4千株 12.78%
金 融 法 人 株 主	206名 0.45%	184名 0.36%	80,144.9千株 21.27%	76,930.9千株 20.41%
そ の 他 法 人 株 主	664名 1.44%	631名 1.25%	12,455.7千株 3.31%	12,256.7千株 3.25%
外 国 人 株 主	332名 0.72%	370名 0.73%	241,607.2千株 64.11%	239,500.4千株 63.55%
合 計	46,130名 100.00%	50,555名 100.00%	376,850.4千株 100.00%	376,850.4千株 100.00%

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド	125,261.2千株	33.25%
アラムコ ジャパン ホールディングス カンパニー ビー ヴィ	56,380.0	14.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,451.3	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,405.1	4.09
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	8,450.6	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	7,322.1	1.94
ザ・アングロサクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド	6,784.0	1.80
モルガン ホワイトフライヤーズ エキュイティ ディリヴェイティヴ	4,816.0	1.28
高 知 信 用 金 庫	4,412.0	1.17
川 崎 汽 船 株 式 会 社	3,503.7	0.93

- 注1. 出資比率は発行済株式総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しています。
 2. シェルグループの出資比率は、ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドとザ・アングロサクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドを併せ、合計で35.05%です。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成20年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況 および重要な兼職の状況
代表取締役会長	新 美 春 之	(注1)	長瀬産業株式会社社外取締役 AOCホールディングス株式会社社外取締役 ブラザー工業株式会社社外取締役 昭和四日市石油株式会社社外取締役
代表取締役副会長	香 藤 繁 常	(注1)	シェルミカルズジャパン株式会社代表取締役 西部石油株式会社取締役 昭和シェルソーラー株式会社取締役
代表取締役社長	新 井 純	(注1)	昭和シェルソーラー株式会社取締役
取締役副社長	リチャード・エー・カース	CF0・経理・財務・財務 情報アシユアランスプロ ジェクト・関係会社・プ ロキユアメント部門担当	シェルジャバントレーディング 株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	佐 藤 仁	環境安全（HSSE）・秘書・法務 （個人情報保護担当を含む）・ 内部統制推進・監査部門担当	
取 締 役	宮 内 義 彦	(社外取締役)	オリックス株式会社取締役兼 代表執行役会長/グループCEO オリックス野球クラブ株式 会社代表取締役・オーナー 双日株式会社取締役（非常勤）
取 締 役	タン・チョン・メン	(社外取締役)	シェル・イースタン・ペトロリウ ム社（シンガポール）エグゼクテ ィブ・バイス・プレジデント フレイザー・アンド・ニーヴ社（シ ンガポール）社外取締役（6月就任）
取 締 役	カリド・エイチ・アルダバー	(社外取締役)	サウジ・アラムコ社（サウジアラビ ア）ビジネス・アナリシス部門マネ ジャー
取 締 役	江 上 朝 之	特命事項担当	
取 締 役	平 野 敦 彦	販売・産業エネルギー・営業 企画・リテール販売・流通業 務部門・支店・輸入基地担当	株式会社ライジングサン取締役
常 勤 監 査 役	野 崎 久 男		
常 勤 監 査 役	山 本 皖 司		
監 査 役	宮 崎 緑	(社外監査役)	千葉商科大学政策情報学部教授
監 査 役	山 岸 憲 司	(社外監査役)	リソルテ総合法律事務所弁護士

- 注1. ホームソリューション・ニュービジネスディベロップメント・電力事業部門は会長および副会長直轄です。法務・内部統制推進・監査部門は会長および副会長が分担しています。行動原則担当は副会長です。
- 経営企画（コーポレートガバナンス担当を含む）・情報企画・人事・勤労・総務・広報・国際販売・技術商品・研究開発・製造・供給・製品貿易・原油船舶部門・海運・研究所は社長直轄です。
2. 社外役員の兼任状況につきましては、後記「(3)社外役員に関する事項」中にも記載しております。
 3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
辞任 村山康夫
(異動日は平成20年8月6日です。)
 4. 当事業年度中の役付取締役の異動は次のとおりです。
代表取締役社長代行 新井 純(前・常務取締役)
(異動日は平成20年8月6日です。)
代表取締役社長 新井 純(前・代表取締役社長代行)
(異動日は平成20年11月5日です。)
 5. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりです。
新任 山岸憲司
退任 鬼追明夫
(異動日はいずれも平成20年3月28日です。)
 6. 経理・財務・財務情報アシュアランスプロジェクト部門の担当は、取締役新井純の社長就任に伴い、平成20年11月5日をもって、取締役新井純から取締役リチャード・エー・カールスに変更となりました。
 7. 人事・勤労・総務・広報部門の担当は、取締役江上朝之が特命事項担当となったことに伴い、平成20年12月19日をもって、取締役江上朝之から取締役新井純に変更となりました。
 8. 取締役新井純は、平成20年3月をもって昭和シェル船舶株式会社の取締役を退任しました。
 9. 当社は、シェルケミカルズジャパン株式会社と石油製品の売買取引、石油製品等国際トレーディング事業の賃貸取引、役務提供取引および事務所の賃貸借取引等を行っております。
 10. 当社は、シェルジャバントレーディング株式会社と役務提供取引を行っております。
 11. 当社および当社の関係会社は、オリックス株式会社および同社の関係会社と石油製品等の売買取引、自動車・事務機器等のリース取引、ETCカード利用に伴う取引、営業用店舗の賃貸借取引およびこれらに附帯する取引を行っております。また、当社は、オリックス株式会社との合弁会社である株式会社オンサイトパワーにおいて電気・熱供給事業を行っております。
 12. 当社は、双日株式会社と原油売買取引を行っており、また、その子会社である双日エネルギー株式会社と特約店契約に基づく石油製品販売取引を行っております。
 13. 社外取締役タン・チョン・メンはシェル・イースタン・ペトロリウム社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、同社が属するシェルグループと当社は、資本、原油供給ならびに技術援助等について提携しているほか、商標の使用や研究開発、経営ノウハウの共有、人材交流等を通じた緊密な関係を築いております。
 14. 社外取締役カリド・エイチ・アルダバーはサウジ・アラムコ社のビジネス・アナリシス部門マネジャーであり、当社はサウジ・アラムコ社と原油売買取引を行っております。また、同社の子会社であるアラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ヴィ社が当社に出資をしております。
 15. 昭和四日市石油株式会社、昭和シェルソーラー株式会社および株式会社ライジングサンは、当社の重要な子会社です。また、西部石油株式会社は当社の重要な関連会社です。

16. 執行役員の状況は下記のとおりです。

(会社における地位)	(担 当)	(氏 名)
専務執行役員	技術商品・国際販売部門・研究所担当	池 村 幸 道
専務執行役員	ホームソリューション・ ニュービジネスディベロップメント部門担当 昭和シェルソーラー株式会社代表取締役社長	亀 田 繁 明
常務執行役員	原油船舶部門・海運担当	山 本 一 徳
常務執行役員	供給・電力事業・製品貿易・製造部門担当	玉 井 裕 人
執行役員	首都圏支店長	村 上 和 夫
執行役員	リテール販売部門担当	小 松 直 人
執行役員	経理部門担当	山 田 清 孝
執行役員	販売部門担当	亀 岡 剛
執行役員	中部支店長	中 川 勝 博
執行役員	関係会社・プロキュアメント部門担当	法師 人 幸 博
執行役員	製造部門担当	濱 元 節
執行役員	環境安全 (HSSE)・研究開発部門担当	伊 藤 智 明

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
株主総会決議に 基づく報酬	11人 (3)	532百万円 (24)	5人 (3)	87百万円 (15)	16人 (6)	619百万円 (39)
役員賞与	7 (1)	29 (2)	4 (2)	3 (1)	11 (3)	33 (3)
合 計		561 (26)		91 (16)		652 (42)

注1. 株主総会決議による役員報酬限度額

取締役分：年額780百万円

監査役分：年額120百万円

- 上記には、平成20年3月28日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名および、当事業年度中において辞任により退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。なお、12月末現在の支給人員は取締役10名、監査役4名です。
- 使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。
- 括弧内の数字は社外役員に対する報酬等の額です。

(3) 社外役員に関する事項

他の株式会社の社外役員の兼任状況（平成20年12月31日現在）

区 分	氏 名	会社名・役職名
社外取締役	宮 内 義 彦	ソニー株式会社社外取締役 株式会社ACCESS社外取締役
社外監査役	山 岸 憲 司	大同生命保険株式会社社外監査役

当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席の状況	取締役会および監査役会における発言の状況・内容等
宮 内 義 彦 （社外取締役）	取締役会 88% （8回中7回）	太陽電池事業の将来展開、ブランド戦略、石油事業の収益性と将来見通し等について意見を述べました。
タン・チョン・メン （社外取締役）	取締役会 63% （8回中5回）	競争力維持のための施策、年金資産の運用、世界的な競争法規制強化への対応、為替・金利の変動リスクへの対応、ブランド管理と価値の創造、投資家に対する情報提供、市場環境の変化と事業戦略、ビジネスリスク管理、債権管理等について意見を述べました。
カリド・エイチ・アルダバー （社外取締役）	取締役会 38% （8回中3回）	石油製品の輸出戦略、為替・金利の変動リスクへの対応、ブランド価値評価、投資家に対する情報提供、子会社の内部統制、デリバティブ取引の管理、配当性向、年金資産運用のガバナンス体制等について意見を述べました。
宮 崎 緑 （社外監査役）	取締役会 88% （8回中7回） 監査役会 80% （10回中8回）	監査役会において、活発に意見を述べました。また、取締役会においては、新エネルギーの戦略的な研究開発のあり方、社内意思決定プロセスにおける情報共有のあり方等について意見を述べました。
山 岸 憲 司 （社外監査役）	取締役会 100% （7回中7回） 監査役会 100% （8回中8回）	監査役会において、活発に意見を述べました。また、取締役会においては、ブランド価値の算定方法、内部統制体制の実効的な運用等について意見を述べました。

責任限定契約の内容の概要

社外取締役宮内義彦、同タン・チョン・メン、同カリド・エイチ・アルダバーおよび社外監査役宮崎緑、同山岸憲司は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	65,200千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	178,950

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、財務報告に関する内部統制構築アドバイザー業務および英文連結財務諸表の監査をあらた監査法人に委託した対価が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

当社取締役会における決議の内容は以下のとおりです。

1. 取締役・執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役・執行役員・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則を定める。
- b. 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、輸出管理、環境規制その他、主要な規制法令に関する遵守規程を定め、その遵守に向けた取り組みを徹底する。
- c. 行動原則担当役員をおき、組織、委員会等を設置して、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
- d. 取締役会規程、取締役会決議事項付議基準、執行役員規程、経営執行会議規程、決裁権限規程等を定め、法令及び定款に則った経営を行う。

- e. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役・執行役員から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係わる内部統制の評価、報告を行う。
- f. 監査役会は、内部統制の整備状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- g. 取締役会の諮問機関として、外部の有識者等を主体として構成されるコーポレートガバナンス委員会に、経営に関する重要な事項の評価と提言を諮問し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。

2. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役または執行役員が決裁する場合は、必ず所定の書面に記録するものとし、すべての決裁の記録は監査の対象とする。
- b. 取締役会、経営執行会議その他重要な会議の議事録、決裁書類並びに契約書類については、それぞれ法令または社内規程に定める期間保存する。
- c. 情報の管理に関する規程を定めるとともに、情報開示についての規程を制定し、内部統制推進委員会の下部組織である情報開示サブコミッティの判断に基づき、開示窓口を広報部に一元化して、適時適切に情報開示を行う。これら規程については周知徹底している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講ずるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- b. 健康、安全、危機管理及び環境保全についての基本方針を定め、専門部署を置いて全社的な教育訓練活動を行うとともに、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。
- c. 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画並びに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重層的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については、取締役会の委任を受けた経営執行会議の合議により決定する。
- b. 取締役会・経営執行会議並びに各取締役・執行役員の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- c. 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会・経営執行会議並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。

- d . 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- e . 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a . 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、輸出管理、環境規制その他、主要な規制法令に関する遵守規程を定め、その遵守に向けた取り組みを徹底する。
- b . 従業員の職務の分担及び業務フローは、効率性に加えて、部門間又は部門内における相互牽制作用も配慮のうえ、決定する。
- c . 内部統制推進委員会及び内部統制推進部を設置し、内部統制に関連する各関連部署の活動が、グループ全体として、横断的にかつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図る。
- d . 監査部門は会長及び副会長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- e . 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的な確認書の提出を求める。
- f . 従業員が法令遵守や社会に対する責任を果たす上で問題とを感じる場合に、これを匿名で内部通報できる制度を設け、これを周知する。
- g . 反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

6. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- a . 当社グループは、当社の行動原則、健康・安全・危機管理及び環境保全に関する基本方針、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社とともにこれらを実践する。
- b . 当社グループの子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性及び法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について定期的な確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、当社監査部門並びに派遣監査役による業務監査によって、報告された実施状況の検証を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- a . 監査役会事務局を設置し、当社従業員を選任のうえ、監査役の職務の補助を行う。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- a . 前号の従業員の人選、異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- a . 会社経営に影響を与える事態が生じた場合には直ちに監査役会に報告する旨を必要な諸規程に定め、これを周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a . 監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、これを監査役会に送付する。
- b . 監査部門または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門または会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	676,107	流動負債	708,606
現金及び預金	73,113	支払手形及び買掛金	231,419
受取手形及び売掛金	276,218	短期借入金	141,384
たな卸資産	248,088	コマーシャル・ペーパー	72,000
未収法人税等	18,193	未払金	204,363
繰延税金資産	18,819	未払法人税等	4,672
その他	42,108	未払費用	12,294
貸倒引当金	433	賞与引当金	2,376
固定資産	533,848	役員賞与引当金	53
有形固定資産	435,579	その他	40,041
建物及び構築物	112,601	固定負債	172,898
タンク	11,564	社債	30,200
機械装置及び運搬具	118,426	長期借入金	35,891
土地	166,675	繰延税金負債	4,235
建設仮勘定	20,792	退職給付引当金	69,560
その他	5,517	役員退職慰労引当金	674
無形固定資産	11,910	特別修繕引当金	17,633
借地権	4,074	その他	14,701
ソフトウェア	4,995	負債合計	881,504
その他	2,840	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	86,358	株主資本	304,721
投資有価証券	43,330	資本金	34,197
長期貸付金	1,551	資本剰余金	22,113
繰延税金資産	26,229	利益剰余金	248,589
その他	17,409	自己株式	178
貸倒引当金	2,164	評価・換算差額等	2,092
資産合計	1,209,956	その他有価証券評価差額金	2,092
		少数株主持分	21,637
		純資産合計	328,451
		負債及び純資産合計	1,209,956

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成20年 1月 1日
至 平成20年12月31日)

(単位：百万円)

売上高		3,272,801
売上原価		3,161,950
売上総利益		110,851
販売費及び一般管理費		123,134
営業損失		12,283
営業外収益		
受取利息	142	
受取配当金	750	
為替差益	2,115	
負のれん償却額	428	
持分法投資利益	1,221	
匿名組合投資利益	1,571	
その他	1,861	8,090
営業外費用		
支払利息	4,771	
その他	1,100	5,872
特別利益		10,065
固定資産売却益	1,069	
投資有価証券等売却益	30	
撤去費用戻入益	591	
企業立地促進補助金	304	
その他	417	2,413
特別損失		
固定資産処分損	2,809	
投資有価証券等売却損	39	
投資有価証券等評価損	7,527	
減損損失	2,976	
役員退職慰労金	216	
その他	2,191	15,761
税金等調整前当期純損失		23,414
法人税、住民税及び事業税	5,375	
法人税等調整額	12,989	7,613
少数株主利益		421
当期純損失		16,221

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年12月31日残高	34,197	22,112	278,251	174	334,386
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			13,561		13,561
当期純損失			16,221		16,221
自己株式の取得				10	10
自己株式の処分		0		6	6
連結子会社の合併等に伴う増加額			121		121
連結子会社の増加に伴う増加額					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	29,661	4	29,665
平成20年12月31日残高	34,197	22,113	248,589	178	304,721

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		
平成19年12月31日残高	4,546	19,336	358,269
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			13,561
当期純損失			16,221
自己株式の取得			10
自己株式の処分			6
連結子会社の合併等に伴う増加額		2,522	2,643
連結子会社の増加に伴う増加額		236	236
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,453	456	2,910
連結会計年度中の変動額合計	2,453	2,301	29,817
平成20年12月31日残高	2,092	21,637	328,451

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は40社であり、その会社は次のとおりであります。

昭和四日市石油株式会社	東京シェルバック株式会社
東亜石油株式会社	株式会社ベトロスター関東
昭和シェル船舶株式会社	株式会社サンロード
株式会社エネサンスホールディングス(*1)	株式会社新陽石油
日本グリース株式会社	株式会社丸新
昭石化工株式会社	永瀬石油株式会社(*2)
平和汽船株式会社	上燃株式会社(*2)
昭石海外石油開発株式会社	日商砒油株式会社
株式会社ライジングサン	セントラルエネルギー株式会社
昭石エンジニアリング株式会社	若松ガス株式会社
株式会社ベトロスター関西	株式会社ジェネックス
中央シェル石油販売株式会社	株式会社オンサイトパワー
関東礦油エネルギー株式会社	昭和シェルソーラー株式会社
中川石油株式会社	他13社

(*1)昭石ガス株式会社は、事業再編に伴い当連結会計年度より連結子会社に含まれることとした株式会社エネサンスホールディングスの完全子会社になりました。株式会社エネサンスホールディングスの子会社である同社及び株式会社昭石ホームガスは、株式会社エネサンスホールディングスの他の子会社11社とともに他13社の中に含めております。

(*2)永瀬石油株式会社及び上燃株式会社は、株式の取得に伴い当連結会計年度より連結子会社を含めております。

(*3)前連結会計年度まで連結子会社であった東扇島オイルターミナル株式会社は、連結子会社である東亜石油株式会社と合併し消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

主要な非連結子会社である株式会社ハヤワ等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用に関する事項

持分法適用の関連会社は12社であり、その会社は次のとおりであります。

西部石油株式会社	ジャパンオイルネットワーク株式会社
株式会社ダイヤ昭石	三重石商事株式会社
株式会社シェル石油大阪発売所	常陽シェル石油販売株式会社
セントラル石油瓦斯株式会社	丸紅エネルギー株式会社
新潟石油共同備蓄株式会社	豊通石油販売株式会社
シェル徳発株式会社	TSアロマティックス株式会社(*)

(*)TSアロマティックス株式会社は、株式の取得に伴い当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社である株式会社旭洋等は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであり、6月30日を決算日とする連結子会社は、9月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しており、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

6月30日	1社
9月30日	8社
10月31日	1社
12月31日	30社

(4) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(イ) デリバティブ……………時価法

(ウ) たな卸資産……………主として総平均法による原価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産……………主として定額法

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、当社の京浜製油所扇町工場及び連結子会社である昭和四日市石油株式会社の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

平成19年度税制改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度より、残存簿価を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しており、この変更により、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ4,222百万円増加しております。

(イ) 無形固定資産..... 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による計上しております。

重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ) 賞与引当金..... 従業員の賞与支給に備えるため、原則として支給見込額のうち、当連結会計年度対応分を計上しております。

(ウ) 役員賞与引当金..... 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(エ) 退職給付引当金..... 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～14年）による均等額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(オ) 役員退職慰労引当金…… 一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(カ) 特別修繕引当金…… 将来支出する修繕費用に充てるため、製油所の機械装置に係る定期修繕費用及び消防法により定期開放点検が義務づけられたタンク等に係る点検修理費用の当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

のれん及び負ののれんの償却の方法

のれん及び負ののれん、のれん相当額及び負ののれん相当額の償却については、発生原因に応じ20年以内での均等償却を行っております。

但し、金額が少額ののれん及び負ののれんについては一括償却しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 会計方針の変更

役員退職慰労引当金の計上

一部の連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

なお、この変更に伴う営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微です。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保提供資産の種類

現金及び預金	3,756百万円
受取手形及び売掛金	1,654百万円
たな卸資産	74百万円
建物及び構築物	21,225百万円
タンク	4,524百万円
機械装置及び運搬具	89,069百万円
土地	42,273百万円
その他有形固定資産	9百万円
計	162,587百万円

(注) 上記の他に連結子会社である株式会社ジェネックスの借入金に対して、以下の資産を担保に供しております。

株式会社ジェネックス株式	1,680百万円
株式会社ジェネックスに対する長期貸付金	2,520百万円
担保付債務	
長期借入金	11,146百万円
短期借入金	6,226百万円
未払金	65,581百万円
計	82,955百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 688,031百万円
(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる、減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

銀行借入等の債務保証	2,280百万円
従業員(財形住宅融資金)に対する債務保証	1,026百万円
計	3,306百万円

(4) 受取手形割引高 38百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

普通株式	376,850,400株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(ア) 平成20年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成19年12月31日
効力発生日	平成20年3月31日

(イ) 平成20年8月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成20年6月30日
効力発生日	平成20年9月10日

当連結会計年度後に行う剰余金の配当

平成21年3月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成20年12月31日
効力発生日	平成21年3月30日

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	814.63円
1株当たり当期純損失	43.07円

独立監査人の監査報告書

平成21年 2月10日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 達 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和シェル石油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計処理基準に関する事項 重要な減価償却資産の減価償却の方法(ア)有形固定資産に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より減価償却の方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	713,400	流動負債	668,338
現金及び預金	60,069	買掛金	212,343
受取手形	190	短期借入金	127,531
売掛金	260,483	コマーシャル・ペーパー	72,000
製品・商品	111,461	未払金	194,445
着商	2,715	未払法人税等	77
半製品	25	未払費用	13,736
材料及び材料	29,073	前受金	18,635
原料及び材	65,982	預り金	27,976
着原蔵	22,726	賞与引当金	907
貯蔵品	284	役員賞与引当金	45
前払費用	1,277	その他の	638
短期貸付金	103,976	固定負債	122,250
未収法人税	18,177	社債	30,000
未延税金	17,278	長期借入金	19,500
繰上金	20,079	退職給付引当金	58,780
倒引当金	403	特別修繕引当金	2,844
固定資産	357,840	デリバティブ負債	1,276
有形固定資産	223,939	その他の	9,848
建物	52,383	負債合計	790,588
構築物	25,229		
タンス	5,572	純 資 産 の 部	
機械及び装置	19,723	株主資本	279,042
車両運搬具	11	資本金	34,197
工具・器具・備品	2,720	資本剰余金	22,074
土地	114,921	資本準備金	22,045
建設仮勘定	3,377	その他資本剰余金	28
無形固定資産	8,045	利益剰余金	222,900
借地権	3,753	利益準備金	6,749
ソフトウェア	4,175	その他利益剰余金	216,150
その他の資産	116	固定資産圧縮準備金	13,227
投資有価証券	125,855	別途積立金	5,550
関係会社株	10,576	繰越利益剰余金	197,373
出資	54,114	自己株式	129
長期貸付金	2,209	評価・換算差額等	1,610
長期前払費用	27,432	その他有価証券評価差額金	1,610
繰上税金	1,006	純資産合計	280,652
繰延税金	20,533		
デリバティブ資産	1,276	負債・純資産合計	1,071,241
その他の	9,264		
倒引当金	558		
資産合計	1,071,241		

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成20年1月1日
至平成20年12月31日)

(単位：百万円)

売上高		3,138,867
売上原価		3,063,543
売上総利益		75,323
販売費及び一般管理費		92,506
営業損失		17,182
営業外収益		
受取利息	1,483	
受取配当金	2,755	
為替差益	2,217	
匿名組合投資利益	1,571	
その他	1,191	9,218
営業外費用		
支払利息	4,498	
その他	603	5,102
経常損失		13,066
特別利益		
固定資産売却益	852	
撤去費用戻入益	404	
その他	94	1,352
特別損失		
固定資産処分損	2,119	
投資有価証券売却損	39	
関係会社株式評価損	5,106	
投資有価証券等評価損	7,487	
減損損	2,975	
その他	20	17,749
税引前当期純損失		29,463
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	7,080	7,018
当期純損失		22,445

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年12月31日残高	34,197	22,045	28	22,074
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
その他利益剰余金の積立				
その他利益剰余金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			0	0
平成20年12月31日残高	34,197	22,045	28	22,074

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		固 定 資 産 圧 縮 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成19年12月31日残高	6,749	13,278	5,550	233,328	258,907
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				13,561	13,561
当期純損失				22,445	22,445
自己株式の取得					
自己株式の処分					
その他利益剰余金の積立		45		45	
その他利益剰余金の取崩		96		96	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		50		35,955	36,006
平成20年12月31日残高	6,749	13,227	5,550	197,373	222,900

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成19年12月31日残高	124	315,053	3,415	318,469
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		13,561		13,561
当期純損失		22,445		22,445
自己株式の取得	10	10		10
自己株式の処分	5	6		6
その他利益剰余金の積立				
その他利益剰余金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,805	1,805
事業年度中の変動額合計	4	36,011	1,805	37,816
平成20年12月31日残高	129	279,042	1,610	280,652

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

(イ) その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

デリバティブの評価方法.....時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

(ア) 製品・商品、半製品、原油、原料油...総平均法による原価法

(イ) 未着商品、未着原材料...個別法による原価法

(ウ) そ の 他.....主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定額法

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、京浜製油所扇町工場の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

平成19年度税制改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度より、残存簿価を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しており、この変更により、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,498百万円増加しております。

無形固定資産.....定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

<u>貸倒引当金</u>	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
<u>賞与引当金</u>	従業員の賞与支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度対応分を計上しております。
<u>役員賞与引当金</u>	役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
<u>退職給付引当金</u>	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
<u>特別修繕引当金</u>	消防法により定期開放点検が義務づけられたタンクに係る点検修理費用の当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

当社はヘッジ会計を適用しておりません。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

<u>担保提供資産の種類</u>	
土地	7,017百万円
<u>担保付債務</u>	
未払金	10,363百万円
(上記の担保提供資産には、上記債務の他、関係会社の東亜石油株式会社の未払金（当期末7,999百万円）に対するものが含まれております。)	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	249,486百万円
(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる、減損損失累計額が含まれております。)	
(3) 保証債務	
銀行借入等の債務保証	6,203百万円
従業員（財形住宅融資金）に対する債務保証	908百万円
計	7,112百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	174,149百万円
長期金銭債権	26,882百万円
短期金銭債務	180,357百万円
長期金銭債務	1,444百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	749,085百万円
仕入高	312,969百万円
営業取引以外の取引高	6,868百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式数	151,791株
-------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりです。

(繰延税金資産)

退職給付引当金損金算入限度超過額	27,198百万円
固定資産減損損失	14,331百万円
繰越欠損金	10,388百万円
投資有価証券等評価損の否認額	7,503百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	233百万円
その他	9,758百万円
繰延税金資産小計	69,412百万円
評価性引当額	21,409百万円
繰延税金資産合計	48,003百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮準備金	9,078百万円
その他有価証券評価差額金	1,113百万円
繰延税金負債合計	10,191百万円

繰延税金資産の純額 37,811百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、未経過リース料期末残高相当額及び支払リース料(減価償却費相当額)は次のとおりです。

取得価額相当額	779百万円
減価償却累計額相当額	413百万円
未経過リース料期末残高相当額	365百万円

支払リース料(減価償却費相当額) 99百万円
(上記の金額には転貸リース物件は含まれておりません。)

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	745.03円
1株当たり当期純損失	59.58円

独立監査人の監査報告書

平成21年 2月10日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 達 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(2)固定資産の減価償却の方法 有形固定資産に記載されているとおり、会社は、当事業年度より減価償却の方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、急激な原油価格の変動等による経営環境の変化を踏まえ、一部の業務に関しリスクの見直しを求める意見を監査役として述べ、これに伴い必要な改善措置が講じられたこと、並びに財務報告に係る内部統制に関してもその整備につき進捗が認められたこと等の他、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 2月12日

昭和シェル石油株式会社 監査役会

常勤監査役 野崎 久男 (印)

常勤監査役 山本 皖司 (印)

監査役 宮崎 緑 (印)

監査役 山岸 憲司 (印)

(注) 監査役 宮崎 緑及び監査役 山岸 憲司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の配当政策は、当社の経営・財務状況、金融市場動向等を考慮しつつ、株主に対する安定的かつ魅力的な配当を実現し、併せて、企業価値を最大化するために必要な中長期的な成長戦略を実現すべく内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

第97期の期末配当につきましては、経営および財務の状況ならびに持続的成長のための内部留保の必要性等を総合的に勘案いたしまして、期末における剰余金の配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき18円 総額 6,780,574,962円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されましたので、当社現行定款第9条（株券の発行）の定めは、平成21年1月5日を効力発生日として廃止したものとみなされることになりました。

これに伴い、当社定款に以下のとおり変更を行うものであります。

当社の定款上不要となりました株券に関する定め（現行定款第9条および第10条第2項）ならびに実質株主に関する定め（同第7条および第13条第3項の一部）を削除するものであります。

株主の届出に関する定め（同第14条）は株券電子化により変更する必要が生じているところ、当該規定は実質的に株主の届出に関する定めであり、同趣旨の定めは株式取扱規則にもあることから、これを削除するものであります。

現行定款第9条および第14条の削除に伴い、後続の条数をそれぞれ繰り上げるものであります。

株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置かなければならないことから、その事務を株主名簿管理人に委託するための所要の規定を附則に設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）

（下線部分は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
（株主が新株の割当てを受ける権利）	（株主が新株の割当てを受ける権利）
第7条 当会社の株主（ <u>実質株主を含む。</u> <u>以下同じ。</u> ）は、当社が新たに発行する株式の割当てを受ける権利を有する。	第7条 当会社の株主は、当社が新たに発行する株式の割当てを受ける権利を有する。
（株券の発行）	（削除）
第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	
（単元株式数および単元未満株券の不発行）	（単元株式数）
第10条 当会社の単元株式数は、100株とする。	第9条 （現行どおり）
<u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって決定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置きその他これらに関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第14条 株主および登録株式質権者またはその法定代理人は、当社の定める書式により、その氏名、住所および印鑑(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を当社の株主名簿管理人に届け出なければならない。</p> <p>日本国内に住所または居所を有しない株主および登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社の株主名簿管理人に届け出なければならない。</p> <p>前2項の届出事項に変更があったときも同様とする。</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他これらに関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 第16条～第21条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第22条～第29条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第36条（条文省略）</p> <p>第6章 執行役員 第37条（条文省略）</p> <p>第7章 計 算 第38条～第41条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第13条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 第14条～第19条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第27条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条（現行どおり）</p> <p>第6章 執行役員 第35条（現行どおり）</p> <p>第7章 計 算 第36条～第39条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、1月6日をもってこれを削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了いたしますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、新任の候補者には氏名の前に印を付しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	かとうしげや 香藤 繁 常 (昭和22年8月2日生)	昭和45年4月 シェル石油株式会社入社 平成10年4月 当社変革推進本部部長 平成11年3月 当社執行役員変革推進本部部長 平成13年3月 当社取締役 平成15年3月 当社常務取締役 平成17年3月 当社専務取締役 平成18年3月 当社代表取締役副会長(現職) (他の法人等の代表状況) シェルケミカルズジャパン株式会社代表取締役	48,600株
2	あらいじゅん 新井 純 (昭和34年2月28日生)	昭和58年4月 シェル石油株式会社入社 平成14年9月 当社経営情報室長 平成16年4月 当社経理部長 平成17年3月 当社執行役員経理部長 平成18年3月 当社取締役 平成19年3月 当社常務取締役 平成20年8月 当社代表取締役社長代行 平成20年11月 当社代表取締役社長(現職)	11,800株
3	リチャード・ エー・カールス (昭和27年3月16日生)	昭和51年6月 シェル・オイル社(米国)入社 平成13年9月 シェル・インターナショナル・オイル・プロダクツ社(英国)M&A財務担当ディレクター 平成17年6月 シェル・イースタン・ペトロリウム社(シンガポール)財務担当ジェネラル・マネジャー 平成18年6月 当社経理・財務担当執行役員(CFO) 平成19年3月 当社取締役副社長(CFO)(現職) (他の法人等の代表状況) シェルジャバントレーディング株式会社代表取締役社長	1,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式の数
4	さ と う ひ と し 佐 藤 仁 (昭和23年7月16日生)	昭和47年4月 シェル石油株式会社入社 平成9年4月 当社需給部長 平成11年10月 当社マーケティングサービス 部長 平成13年4月 当社執行役員営業企画部長 平成14年1月 当社執行役員営業企画部長兼 ビジネスイノベーション本部 長 平成16年4月 当社執行役員BPRプロモーション センター部長 平成17年3月 当社常務執行役員BPRプロモ ーションセンター部長 平成18年3月 当社常務取締役(現職) (他の法人等の代表状況) 昭和シェルビジネス&ITソリューションズ株 式会社代表取締役会長兼社長代行	32,900株
5	み や う ち よ し ひ こ 宮 内 義 彦 (昭和10年9月13日生)	昭和35年8月 日綿實業株式会社(現 双日 株式会社)入社 昭和39年4月 オリエン特・リース株式会社 (現 オリックス株式会社) 入社 昭和45年3月 同社取締役 昭和52年11月 同社代表取締役専務取締役 昭和54年12月 同社代表取締役副社長 昭和55年12月 同社代表取締役社長 平成12年4月 同社代表取締役会長 平成15年3月 当社社外取締役(現職) 平成15年6月 オリックス株式会社取締役兼 代表執行役会長/グループCEO (現職) 平成15年6月 ソニー株式会社社外取締役 (現職) 平成17年6月 双日ホールディングス株式会 社(現 双日株式会社)取締 役(現職) (他の法人等の代表状況) オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 /グループCEO オリックス野球クラブ株式会社代表取締役・ オーナー	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	タン・チョン・メン (昭和35年10月4日生)	昭和59年5月 シンガポール国土開発省入省 平成元年2月 シェル・イースタン・ペトロリウム社(シンガポール)入社 平成10年8月 同社リテール・マーケティング・ジェネラル・マネジャー 平成12年5月 シェル・チャイナ・リミテッド社(中国)バイス・プレジデント 平成16年7月 シェル・イースタン・ペトロリウム社(シンガポール)バイス・プレジデント 平成17年11月 同社エグゼクティブ・バイス・プレジデント(現職) 平成18年3月 当社社外取締役(現職) 平成20年6月 フレイザー・アンド・ニーヴ社(シンガポール)社外取締役(現職)	0株
7	ますだ ゆきお 増田 幸央 (昭和16年3月22日生)	昭和39年4月 三菱商事株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 平成11年4月 同社常務取締役 平成13年6月 同社代表取締役兼常務執行役員 平成14年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員 平成18年6月 同社常任顧問 平成20年6月 同社顧問(現職) 平成20年6月 東京瓦斯株式会社社外監査役(現職)	0株
8	カリド・ディー・アルファダー (昭和30年5月6日生)	昭和58年9月 サウジ・アラムコ社(サウジアラビア)入社 平成15年8月 ペトロン・コーポレーション社(フィリピン)社長兼CEO 平成19年9月 サウジ・アラムコ社(サウジアラビア)ロング・レンジ・プランニング・マネジャー(現職)	0株

注1. 香藤繁常氏、新井純氏、リチャード・エー・カルース氏および佐藤仁氏は当社の現任の業務執行取締役であり、当社における地位および担当は、事業報告中「取締役および監査役の氏名等」欄に記載のとおりであります。また、宮内義彦氏およびタン・チョン・メン氏は当社の現任の社外取締役であり、宮内義彦氏の社外取締役としての在任年数は6年、タン・チョン・メン氏の社外取締役としての在任年数は3年であります。

2. 宮内義彦氏、タン・チョン・メン氏、増田幸央氏およびカリド・ディー・アルファダー氏は社外取締役の候補者であります。その経営者としての経験・知見は以下のとおりであり、当社の経営監督機能の強化と長期持続的な成長戦略の構築に貢献していただけるものと判断したものであります。
 - (1) 宮内義彦氏は、オリックス株式会社の取締役兼代表執行役会長／グループCEOであるほか、社外取締役としての豊富な経験を持ち、経営者としての幅広い経験と知見を有しております。
 - (2) タン・チョン・メン氏は、シェル・イースタン・ペトロリウム社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントとして業務を執行しており、同社が属する企業集団であるシェルグループが全世界で展開するエネルギー事業において長年にわたり蓄積してきた経営ノウハウを有しております。また、同氏は、シンガポール証券取引所に上場しているフレイザー・アンド・ニーヴ社の社外取締役であります。なお、シェルグループ諸会社は当社の特定関係事業者であります。
 - (3) 増田幸央氏は、三菱商事株式会社のエネルギー部門に長年従事し、同部門の最高責任者も務めるなど国内外のエネルギー事業について豊富な知見を有しております。なお、同氏は、平成20年6月まで三菱商事株式会社の常任顧問を務めており、同社からその報酬を受けております。同社は当社の特定関係事業者であります。
 - (4) カリド・ディー・アルファダー氏は、サウジ・アラムコ社のロング・レンジ・プランニング・マネジャーとして業務を執行しており、同社が世界的に展開する石油事業のノウハウを有しております。また、フィリピン証券取引所に上場しているペترون・コーポレーション社の社長兼CEOを務めた経験も有しております。なお、サウジ・アラムコ社は当社の特定関係事業者であります。
3. 社外取締役宮内義彦氏およびタン・チョン・メン氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。また、増田幸央氏およびカリド・ディー・アルファダー氏が選任された場合は、両氏と同様の契約を締結する予定であります。
4. 香藤繁常氏は、シェルケミカルズジャパン株式会社の代表取締役であり、当社は、同社と石油製品の売買取引、石油製品等国際トレーディング事業の賃貸取引、役務提供取引および事務所の賃貸借取引等を行っております。
5. リチャード・エー・カルース氏は、シェルジャバントレーディング株式会社の代表取締役であり、当社は、同社と役務提供取引を行っております。
6. 宮内義彦氏は、オリックス株式会社の代表執行役であり、当社および当社の関係会社は、オリックス株式会社および同社の関係会社と石油製品等の売買取引、自動車・事務機器等のリース取引、ETCカード利用に伴う取引、営業用店舗の賃貸借取引およびこれらに附随する取引を行っております。また、当社は、オリックス株式会社との合弁会社である株式会社オンサイトパワーにおいて電気・熱供給事業を行っております。
7. 宮内義彦氏が取締役（非常勤）として就任している双日株式会社は当社と原油売買取引を行っており、同社の子会社である双日エネルギー株式会社と当社は特約店契約に基づく石油製品販売取引を行っております。
8. 増田幸央氏が社外監査役として就任している東京瓦斯株式会社と当社は合弁会社による大型天然ガス火力発電所を建設中であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
むら かず お 村 和 男 (昭和25年6月12日生)	昭和53年4月 弁護士登録 昭和59年3月 村和男法律事務所設立 平成6年11月 村・桜嶋法律事務所(現村・宮舘法律事務所)代表(現職) 平成9年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成12年4月 株式会社整理回収機構常務取締役 平成17年4月 國學院大學法科大学院教授(現職)	0株

- 注1. 村和男氏は、会社経営に精通した経験豊富な弁護士であり、社外監査役の補欠として選任するものであります。
2. 当社は、村和男氏に対し監査役会の法律顧問としての顧問料等を支払っております。
3. 村和男氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末の取締役10名（うち社外取締役3名）のうち取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、役員賞与総額3,300万円（うち社外取締役分210万円、その他の取締役分2,760万円、監査役分330万円）を支給することといたしたいと存じます。その按分等につきましては、取締役分につきましては取締役会に、監査役分につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、役員賞与の額は、たな卸資産評価の影響を除いた場合の連結経常利益相当額の前事業年度比伸び率および目標達成度合いに基づき、当事業年度の経営環境等も勘案して算定しております。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使の方法

- (1) 以下のURLにアクセスしてください。

<http://www.it-soukai.com/>

なお、午前3時～午前5時の間は、上記URLにアクセスできませんのでご了承ください。

- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。

- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

2 インターネットによる議決権行使についてご了承ください事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日前日の営業時間の終了時（平成21年3月26日（木曜日）午後5時30分）までの行使分が有効です。議決権行使結果の集計などの都合上、できるだけお早めに行使されますようお願いいたします。

- (2) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（上記URL）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際は、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。

- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。

- (5) インターネットでも複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効とさせていただきます。

- (6) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

- (7) 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

3 ご利用環境について

パソコン機種	Windows機種 (携帯電話、PDA、ゲーム機には対応していません。)
ブラウザ	Internet Explorer5.5以上
インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

Windows、Internet Explorerは、米国Microsoft社の登録商標です。

4 セキュリティーについて

- (1) 行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しております。
- (2) 議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。
- (3) 当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

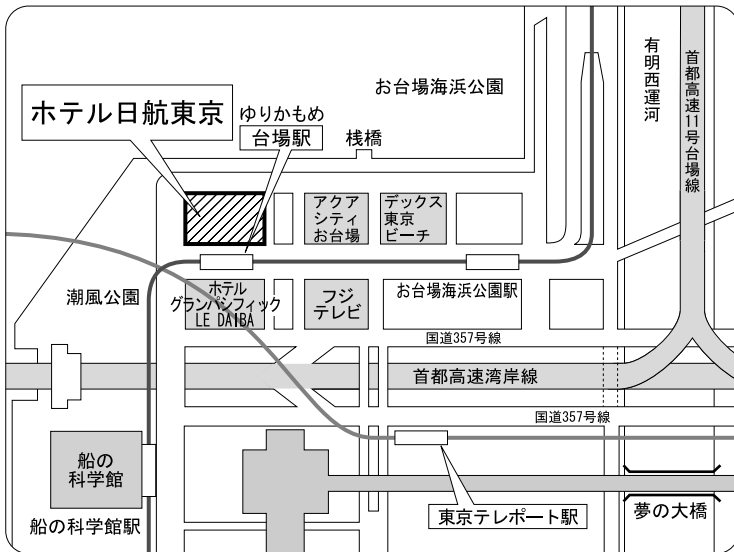
5 お問い合わせ窓口

インターネットでの議決権行使に関するパソコン操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル TEL：0120 - 768 - 524（フリーダイヤル） （受付時間 午前9時～午後9時 土日休日を除く）

株主総会会場ご案内略図

（ ホテル日航東京 1階 ペガサス
東京都港区台場1丁目9番1号
電話 03-5500-5500（代表） ）



株主総会会場への最寄駅

新交通ゆりかもめ「台場」駅下車 徒歩1分

りんかい線「東京テレポート」駅下車 出口B 徒歩10分